

テント類風速、安全基準について

屋外会場では風速計を設置し風速基準に沿った運営をしましょう

また、当該地域において気象庁の発表の注意報、警報が発令されていないことを確認しましょう

【風速計の設置、情報収集】

例)

■福島地方気象台からの情報の入手……………福島地方観測所 技術科TEL024-534-2162

※各地域市街局番プラス177で気象情報入手 (1時間単位での観測が可能)

○瞬間風速が10m/sを超える予測の際は事前協議

○強風注意方報発令された場合は中止要請

※主催者と協議する

【会場内風速計数値による屋外催事場のテント撤去基準】

■瞬間風速10mを超えた数値の際の 対応方法

2k×3k……………横幕、天幕の撤去

10m×10m…撤去準備

■瞬間風速15mを超えた数値の際 対応方法

10m×10m…天幕に切り込みを入れるなど天幕とフレームをはずす

■瞬間風速20mを超えた数値の際 対応方法

会場内への立ち入り禁止

【警報、注意報の種類】

■警報

暴風、暴風雪、大雨、波浪など

例)福島市の場合 暴風警報＝平均風速18m/s

■注意報

強風、風雪、農務、雷、波浪など

例)福島市の場合 強風注意報＝平均風速12m/s

雷注意報＝落雷等により被害が予想される場合

※瞬間風速は平均風速の1, 5倍～2倍に以上になることがあります
常に安全に配慮し人命第一で対応する事